

第1回第七採択地区教科用図書採択協議会  
議事録

期 日 平成27年5月8日(金)  
場 所 桶川市川田谷公民館 視聴覚ホール  
開 会 午後3時00分  
閉 会 午後3時55分

平成27年度 第七採択地区教科用図書採択協議会会長 前島 富雄

委 員	鴻巣市教育委員会	武藤 宣夫	教育長	石原 完	委員
	北本市教育委員会	吉田 伸吾	代理	島寄 直子	委員
	伊奈町教育委員会	坂井 貞雄	教育長	澤田 誠一	委員
	桶川市教育委員会	前島 富雄	教育長	岡野千枝子	委員

事務局	桶川市教育委員会学校教育部長	蛭名 正彦
	桶川市教育委員会学校支援課長	家徳 丈夫
	桶川市教育委員会学校支援課主幹兼指導主事	須田 肇
	桶川市教育委員会学校支援課主幹兼指導主事	田嶋 貴子

1 開 会

2 あいさつ 第七採択地区教科用図書採択協議会会長（桶川市教育委員会教育長）

3 自己紹介

4 協 議

（全体司会）規約第6条の規定に基づいて議長を第七採択地区教科用図書採択協議会会長の桶川市教育長に願います。

（議 長）会議に先立って、記録については要点のみ記録することでよろしいか。

（委 員）異議なし。

（議 長）発言者については、議長とか委員Aという形でよろしいか。なお、記録作成のため録音させていただく。記録が済んだら消去するというので、よろしいか。

（委 員）異議なし。

（議 長）それでは協議に入る。

（議 長）これまでの経過について、事務局に説明をお願いします。

（事 務 局）4回の教科用図書採択事務主管課長会議についての概要説明。

（議 長）以上の説明を踏まえて、議事に入る。

（議 長）議事に入る前に、第七採択地区教科用図書採択協議会規約は、各市町村委員会で3月中に了承を得ており、4月1日から施行されていることを確認願いたい。

（議 長）第1号議案「職務代理の指名」について  
規約第7条により職務代理に、北本市教育委員会 教育長にお願いしたいかがか。よろしければ、拍手をもってご承認いただきたい。

（議 長）承認ありがとうございます。

（議 長）第2号議案の調査員について、事務局から提案をお願いします。

（事 務 局）資料「平成27年度第七採択地区教科用図書採択協議会調査員」（案）の説明。

規約の第15条（調査員）、各市町の教科書採択事務主管課長の協議を経て示す原案である。いずれの校長、教頭、主幹教諭又は教諭も教科指導において実績及び識見を有する者として市町教育委員会から推薦された者である。審議をお願いしたい。

（議 長）何かご質問はあるか。

（議 長）これでよろしいか。よろしければ、拍手をもって、ご承認いただきたい。

（委 員）拍手。（承認）

（議 長）案を消し決定する。

（議 長）第3号議案の予算案について、事務局から提案をお願いします。

（事 務 局）資料「平成27年度第七採択地区教科用図書採択協議会予算書」（案）の説明。

予算総額6万8千円は、昨年度の小学校教科用図書採択協議会の実績を踏まえた額である。分担金の内訳は、各市町の人口比を基に算出したものである。百の位を四捨五入した金額を分担金として算出し、分担金の多いところで調整した。支出は、採択会議や調査員会議の会場費、保護者代表者への謝金、消耗品費、事務費とさせてもらう。

(議長) いかがか。よろしければ、拍手をもってご承認いただきたい。

(委員) 拍手。(承認)

(議長) 案を消し決定する。

(議長) 第4号議案の日程案について、事務局から提案をお願いする。

(事務局) 第4号議案の日程案についての提案。

(議長) いかがか。

(委員A) 調査員が報告したもの生かすためにも、市町にもち帰って協議することが必要ではないか。

(委員B) 時間をかけて協議していきたい。

(委員C) 調査員の報告を参考にし、協議していく。日程について、採択会議をあと1日追加してはどうか。

(委員D) 追加した日は何をするのかをつめたほうがよい。

(議長) 原則、原案どおりの2日間で、何かあったら追加して審議するということでいかがか。日程は、今後検討していきたい。

(委員A) 公開について、協議会当日の全面公開が必要か。

(委員B) 委員が責任をもって協議し、決めていく。

(委員C) 委員の協議は公開し、決定する場面については非公開というかたちではどうか。

(委員D) 今年度、調査員には公開ということ的前提に委嘱していない。

(議長) 来年度以降、全面公開を課題として取り組んでいくということはいかがか。今年度は、協議会当日において、協議は公開とする。他は、非公開とする。日程は、原案通りでいかがか。

(議長) よろしければ、拍手をもってご承認いただきたい。

(委員) 拍手。(承認)

(議長) 案を消し決定する。

(議長) 以上で、予定の議案の審議は終了。

その他、ご意見、ご質問はあるか。

(議長) 以上で協議事項はすべて終了した。これをもって議長の任を解かせていただく。

## 5 閉 会